

No	017	市町村名	四條畷市	実施の有無	平成23年1月10日
障がい者施策	A	重度身体障害者住宅改造費助成事業		有	所在地:四條畷市中野本町1-1 [H22年11月1日現在] 人口:57,572人 高齢化率:20.2%
	B	その他のバリアフリー施策		有	
高齢者施策	C	高齢者住宅改造費助成事業		無	
	D	介護保険住宅改修費支給		有	

A	重度身体障害者住宅改造費助成事業			担当部署	障がい福祉課	
対象者	①②の要件を併せて備える者がいる世帯(生計中心者の前年所得税額により対象とならない場合がある) ①1級または2級(下肢・体幹機能障害は3級を含む)の身体障害者手帳を所持する方、または重度知的障害者(児)。②住宅改造が必要と認められる方。					
助成金額の上限	100万円(日常生活用具の住宅改修又は介護保険住宅改修の対象者は80万円)					
手続きの流れ	事前検証で改造案を作成し、市の建築士(建設課職員)と障がい者相談支援センターの相談員、市の保健センターのPT、保健師等で検討する。					
HPへの掲載	有	申請手続き(障がい者福祉HP)	訪問調査	有	事前、完了は必ず有	
事業概要説明書類	有	障がいをお持ちの方のために『サービスのご案内』P57				
申請書類	有	①交付申請書②住宅改造工事概要調書③工事見積書の写し④工事箇所の図面(平面図及び立面図)⑤住民票又は外国人登録証の写し⑥理学療法士・保健師等協力者の意見書⑦前年分の所得税の額を証する書類⑧借家の場合においては所有者の住宅改造に係る承諾書				
特記	1~3件/年 必ず、住宅改造前に相談または、申請を行う必要がある。(申請書は工着手1か月前までに提出) 助成金の交付は、原則として同一世帯1回限りとします。 新築または老朽化にともなう工事は対象になりません。					

B	その他のバリアフリー施策					
日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具)						

D	介護保険住宅改修費支給			担当部署	高齢福祉課・くすのき広域連合(四條畷支所)		
対象者	要介護・要支援認定者			業者登録	無		
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)			償還払い	有	受領委任払い	有
手続きの流れ	①ケアマネージャー等専門家に相談 ②専門家と住宅改修の工事業者に現地訪問調査をしてもらう ③関係書類の準備 ④住宅改修工事の契約 1 工事業者から見積書の提出を求める 2 専門家に工事内容と工事費用の妥当性を確認してもらう 3 工事業者と工事代金の支払い方法を確認する(・受領委任払い・償還払い) 4 工事箇所の図面 5 工事着工前の写真撮影 ⑤くすのき広域連合に事前申請をする ⑥くすのき広域連合より被保険者宛てに住宅改修事前申請承認決定通知書を送付 到着後、工事着工 ⑦住宅改修工事完了の確認 ⑧くすのき広域連合・各支所へ支給申請						
HPへの掲載	有	くすのき広域連合、四條畷市役所		訪問調査	有	必要に応じて実施(3件/年程度)	
事業概要説明書類	有						
申請書類	有						
特記	150件程度/年						